

住宅に関する助成金について

豊丘村の住宅に関する補助金一覧

<p>①土地を購入したとき</p> <p>住宅を購入するまたは取得するために、村内に土地を購入すると、購入するにかかった費用に対し、一定の助成金が出ます。</p> <p>申請のタイミング 購入した土地の登記が終わった後3年以内</p>	<p>②新築住宅を購入したとき</p> <p>村内に新築住宅を購入すると、購入するにかかった費用に対し、一定の助成金が出ます。</p> <p>申請のタイミング 購入した新築住宅の登記が終わった後3年以内</p>	<p>③中古住宅を購入したとき</p> <p>村内にある中古住宅を購入すると、購入するにかかった費用に対し、一定の助成金が出ます。</p> <p>申請のタイミング 購入した中古住宅の登記が、購入者へ変更した後3年以内</p>
<p>④増改築リフォームをしたとき</p> <p>村内にすでにある住宅を、多世代同居のために増改築リフォームしたとき、一定の助成金が出ます。</p> <p>申請のタイミング リフォームに関する登記が終わった後、又は村長が完成したと認めた後3年以内</p>	<p>⑤②～④の条件に当てはまる人で、49歳以下の方</p> <p>住宅の持ち分が2分の1以上ある49歳以下の方であれば補助金の対象となり、条件によって補助金額が増加します。</p> <p>申請のタイミング ②～④で取得した住宅の登記後3年以内、④のうち登記をしない場合は完成後3年以内</p>	<p>⑥住宅に太陽光発電システムを設置したとき</p> <p>村内の住宅に太陽光発電システムを設置したとき、一定金額の助成金が出ます。</p> <p>申請のタイミング 太陽光発電システムを設置する前</p>

このうち、①～⑤の補助金については総務課企画財政係が、⑥の補助金については建設環境課環境係で取り扱っています。

①土地を購入したとき	→ 2ページへ
②新築住宅を購入したとき	→ 2ページへ
③中古住宅を購入したとき	→ 3ページへ
④増改築リフォームをしたとき	→ 3ページへ
⑤②～④の条件に当てはまる人で、49歳以下の方	→ 4ページへ

⑥については、直接環境課環境係へお問い合わせください。

①土地を購入したとき（土地を取得したとき）

■もらえる助成金の金額

土地の取得費※の1/3（上限60万円）

※造成費、税込み

■申請できる人の条件

- ①取得した土地の面積が150㎡以上あること
- ②土地を取得した後、2年以内に住宅の建築をすること
または、今回取得した土地のうえに、すでに申請者の住宅があり、一緒に購入するもしくは後から購入した場合は、その住宅を取得した日から10年以上住み続けている、またはこれから住み続けること
- ③所有権移転登記が終わっていること

申請に必要な書類は、5ページに記載しています。

万円

②新築住宅を購入したとき（新築住宅を取得したとき）

■もらえる助成金の金額

建築するにかかった工事費の1/10（上限60万円※）

※要綱で定めた山間地域に建築した場合は、上限80万円

■申請できる人の条件

- ①独立して生活できる住宅（台所、便所、浴室、居室がある住宅）であること
- ②延べ床面積が50㎡以上280㎡未満であること
（延べ床面積は、登記簿謄本や住宅の設計書で確認できます。）
- ③住宅が完成し、登記が終わった後であること

■併用住宅（店舗などを併設した住宅）建築時の注意点

- ①居住部分が全体の1/2以上でないと、申請ができません。
- ②併用住宅の場合は、上記「■もらえる助成金の金額」に、さらに延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた金額が助成金額です。上限は変わりません。

申請に必要な書類は、5ページに記載しています。

万円

③中古住宅を購入したとき（中古住宅を取得したとき）

■もらえる助成金の金額

中古住宅の取得費の1/2（上限60万円※）

※要綱で定めた山間地域にある中古住宅を購入したときは、上限80万円

■申請できる人の条件

- ①建築後1年以上経過した、過去に住むために使われていた住宅であること（ただし、3親等内から取得した住宅は対象外）

■申請するときの注意点

中古住宅を購入する際に一緒に土地を購入したときに、住宅と土地の代金をそれぞれわけて契約をせずに合算にて購入した場合、相続登記評価額で按分した金額をそれぞれの取得費として助成金額を計算します。

申請に必要な書類は、5ページに記載しています。

万円

④増改築リフォームをしたとき

■もらえる助成金の金額

増改築リフォームをしたときにかかった工事費の1/10

■申請できる人の条件

- ①以下のどちらかに該当すること
- ★増改築リフォームをした住宅に、申請者またはその配偶者の親、子、または祖父母と申請時点で同居しており、今後も3年以上同居を継続する世帯であること
 - ★増改築リフォームをした住宅に、申請者またはその配偶者の親と、工事完了日から1年以内に新たに同居を始め、その後も3年以上同居を継続する世帯であること
- ②（増築の場合）10㎡以上の居室1部屋以上の増床であること
（改築リフォームの場合）住宅機能向上のために行う補修、改造、設備改善のための工事※であること

申請に必要な書類は、6ページに記載しています。

万円

⑤②～④（新築住宅・中古住宅の取得、増改築リフォーム）の条件に当てはまる人で、49歳以下の方

豊丘村若い世代の住宅取得補助金が、追加で受けられます。

■もらえる補助金の金額

☆基本補助

新築住宅、中古住宅を取得した場合…30万円

増改築リフォームをした場合…15万円

☆加算補助（最大40万円）

加算条件	加算金額
①申請者に15歳以下の子ども（妊娠中含む）がいる	10万円
②申請者またはその配偶者の親と同居する隣接する土地に別棟として居住した場合も対象です。その際、住民票上同世帯であることは問いません。	20万円
③申請者又は配偶者の親が村内に居住している	10万円
④村外からの転入者である 転入日の前1年間は豊丘村外に住んでおり、住宅取得日の前後1年以内に転入した人が対象です。	10万円

■申請できる人の条件

- ①②～④の助成金の条件に当てはまる住宅に定住していること
②49歳以下であること

申請に必要な書類は、6ページに記載しています。

万円

必要書類

①土地を購入したとき（土地を取得したとき）	
役場・HPで入手できる書類	
<input type="checkbox"/>	①住宅用地取得助成金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	②住宅建築確約書 ②の提出により（イ）建築工事届（写し）の提出は省略できます。
<input type="checkbox"/>	③自治組織加入誓約書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	④課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号） 直近過去3年間豊丘村に納税をしている場合のみ、④を提出することで（オ）の提出を省略することができます。
<input type="checkbox"/>	⑨住宅用地取得助成金 住宅新築等助成金 請求書
申請者ご自身でご用意いただく書類	
<input type="checkbox"/>	(ア)土地売買契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	(イ)建築工事届（写し） （イ）が用意できない場合、②住宅建築確約書をご用意ください
<input type="checkbox"/>	(ウ)土地代金領収書（写し） または 口座振替通知依頼書（写し）
<input type="checkbox"/>	(エ)土地の登記事項証明書（全部事項証明）※写しはNG
<input type="checkbox"/>	(オ)世帯員全員の納税証明書（直近過去3年分） 過去3年間豊丘村に納税している場合は、④提出で省略できます。
<input type="checkbox"/>	(カ)他の補助金、助成金を貰っている場合、その金額がわかるもの
<input type="checkbox"/>	(キ)（申請者負担で造成工事をした場合）土地造成工事領収書・設計図・工事写真
②新築住宅を購入したとき（新築住宅を取得したとき）	
③中古住宅を購入したとき（中古住宅を取得したとき）	
役場・HPで入手できる書類	
<input type="checkbox"/>	③自治組織加入誓約書（様式第3号） 土地取得の申請時に提出済みの場合は省略できます。
<input type="checkbox"/>	④課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号） 直近過去3年間豊丘村に納税をしている場合のみ、④を提出することで（オ）の提出を省略することができます。また、土地取得の申請時に提出済みの場合は省略できます。
<input type="checkbox"/>	⑤住宅新築等助成金交付申請書（様式第4号）
<input type="checkbox"/>	⑨住宅用地取得助成金 住宅新築等助成金 請求書
申請者ご自身でご用意いただく書類	
<input type="checkbox"/>	(ク)建築工事請負（売買）契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	(ケ)建物工事（売買）代金領収書（写し）
<input type="checkbox"/>	(コ)建物の登記事項証明書（全部事項証明）
<input type="checkbox"/>	(サ)建物平面図（写し）
<input type="checkbox"/>	(シ)工事写真（着工前・工事中・完成後それぞれ1枚ずつ、中古住宅の場合は住宅の写真1枚）
<input type="checkbox"/>	(ス)世帯全員の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	(セ)世帯員全員の納税証明書（直近過去3年分） 過去3年間豊丘村に納税している場合は、④提出で省略できます。また、土地取得の申請時に提出済みの場合は省略できます。
<input type="checkbox"/>	(ソ)他の補助金、助成金をもらった場合、その金額がわかるもの

④増改築リフォームをしたとき	
役場・HPで入手できる書類	
<input type="checkbox"/>	③自治組織加入誓約書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	④課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号） 直近過去3年間豊丘村に納税をしている場合のみ、④を提出することで（オ）の提出を省略することができます。
<input type="checkbox"/>	⑤住宅新築等助成金交付申請書（様式第4号）
<input type="checkbox"/>	⑨住宅用地取得助成金 住宅新築等助成金 請求書
申請者ご自身でご用意いただく書類	
<input type="checkbox"/>	(タ)工事請負契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	(チ)工事代金領収書 または 口座振替通知依頼書（写し）
<input type="checkbox"/>	(ツ)増改築部分のわかる工事前後の平面図（写し）
<input type="checkbox"/>	(テ)工事写真（着工前・工事中・完成後それぞれ1枚ずつ）
<input type="checkbox"/>	(ト)世帯全員の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	(ナ)世帯員全員の納税証明書（直近過去3年分） 過去3年間豊丘村に納税している場合は、④提出で省略できます。
<input type="checkbox"/>	(ニ)他の補助金、助成金を貰った場合、その金額がわかるもの
⑤②～④（新築住宅・中古住宅の取得、増改築リフォーム）の条件に当てはまる人で、49歳以下の方	
役場・HPで入手できる書類	
<input type="checkbox"/>	⑥豊丘村若い世代の住宅取得補助金交付申請書（様式第1号（第6条関係））
<input type="checkbox"/>	⑦誓約書（様式第2号（第6条関係））
<input type="checkbox"/>	⑧課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号） 直近過去3年間豊丘村に納税をしている場合のみ、④を提出することで（オ）の提出を省略することができます。また、④と同じ名前の書類ですが、内容が異なりますので、④をすでに提出しているまたは同時に提出する場合でも、提出をお願いします。
<input type="checkbox"/>	⑩豊丘村若い世代の住宅取得補助金交付請求書
申請者ご自身でご用意いただく書類（①～④の土地や住宅の取得などで提出済みの場合は省略できます。）	
<input type="checkbox"/>	(ク)建築工事請負（売買）契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	(コ)建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
<input type="checkbox"/>	(ス)世帯全員の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	(セ)世帯員全ての納税証明書（直近過去3年分）
加算補助①に必要な書類	
<input type="checkbox"/>	(ヌ)母子健康手帳の写し（申請者と配偶者の名前が書かれている場合） 【この書類が必要な人】これから子供が生まれる方
加算補助②または③に必要な書類	
<input type="checkbox"/>	(ネ)親世帯全員分の住民票の写し 【この書類が必要な人】申請者と親の世帯が別の方
<input type="checkbox"/>	(ノ)親子関係にあることがわかる戸籍の全部事項証明書
<input type="checkbox"/>	(ハ)親世帯員全員の納税証明書（直近過去3年分） 過去3年間豊丘村に納税している場合は、⑧提出で省略できます。
<input type="checkbox"/>	(ヒ)親世帯と隣接する土地に新築したことがわかる書類【例】計画平面図 ※必要な方のみ提出
加算補助④に必要な書類	
<input type="checkbox"/>	(フ)転入者の戸籍の附票の謄本

よくある質問

問 いつまでに申請すればいいですか？

答 土地取得の申請であれば土地の、建物取得の申請であれば建物の登記が終わってから3年以内に申請してください。
増改築リフォームの申請で、登記が必要のない工事の場合は、完成してから3年以内に申請してください

問 申請は、土地分や住宅分など、同時に申請できますか？

答 できます。また、申請期限内であれば、それぞれ別で申請することも可能です。

問 土地や住宅を取得する前に、提出しないといけない書類はありますか 土地や住宅を取得する前に、しておかなければならないことはありますか

答 申請は、登記後に行っていただきますので、事前に提出いただく書類はありません。
ただし、新築住宅の取得について申請する場合、着工前と工事中の写真が必要になるので、申請する予定の方は、あらかじめ撮っておくようにしてください。

問 建築業者や取引先の指定はありますか？

答 ありません

問 豊丘村役場で取り扱っている助成金のうち、産業振興課の「リフォーム助成金」と、この「増改築リフォーム」に対する助成金とは、何が違いますか？ また、併用はできますか？

答 対象となる工事、補助額が異なります。下記の表を参考にしてください。
また、併用はできません。

	「増改築リフォーム」	産業振興課「リフォーム補助金」
対象となる工事	多世代同居を目的とした、住宅機能向上のための工事	年度内に事業完了する、1件10万円以上の工事
お支払いの方法	現金交付（指定口座支払）	だんQペリマッチ商品券
助成金額	工事費の10分の1（上限30万円）	工事費の10分の1（上限5万円分）
対象業者	指定なし	事業登録業者に限る
申請時期	登記から3年以内に申請	事前申請 工事着工前に見積りを取得し、申請